



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社近鉄百貨店
代表者名 代表取締役
社長執行役員 高 松 啓 二
(コード番号 8 2 4 4 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 和 田 清 之
(TEL 06-6655-7061)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 28 日開催予定の第 121 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条に事業目的の追加および所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役および監査役に広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条の規定に基づき、定款に第 27 条および第 35 条として、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するとともに、これに伴う条数の変更を行うものであります。
なお、第 27 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 会社法改正に伴い、補欠監査役の予選の効力に関する定款規定（現行第 30 条）中の根拠条文の項数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 27 年 5 月 28 日（木曜日） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 5 月 28 日（木曜日） |

(以 上)

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 百貨店業 2. 物品卸売業、輸出入業および製造加工業 3. ～6. (省 略) 7. <u>介護用品の販売業および賃貸業</u> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>8. ～21.</u> (省 略)</p> <p><u>22. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>23. 自動車燃料販売業</u> (新 設) (新 設)</p> <p><u>24. 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 <u>27</u> 条～第 <u>29</u> 条 (省 略)</p> <p>第 <u>30</u> 条（補欠監査役の予選の効力） 会社法第 329 条第 <u>2</u> 項の規定に基づく補欠の監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> | <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. <u>物品小売業、物品卸売業、輸出入業および製造加工業</u> 3. ～6. (現行どおり) 7. <u>介護保険法に基づく特定福祉用具販売および特定介護予防福祉用具販売</u> 8. <u>介護保険法に基づく福祉用具貸与および介護予防福祉用具貸与</u> 9. ～<u>22.</u> (現行どおり) <u>23. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業および教育研修事業</u> <u>24.</u> (現行どおり) <u>25. インターネット関連サービス</u> <u>26. 前払式特定取引業</u> <u>27.</u> (現行どおり) <p><u>第 27 条（取締役との責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第 <u>28</u> 条～第 <u>30</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>31</u> 条（補欠監査役の予選の効力） 会社法第 329 条第 <u>3</u> 項の規定に基づく補欠の監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第 <u>31</u> 条 ~ 第 <u>33</u> 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第 <u>32</u> 条 ~ 第 <u>34</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>35</u> 条 (監査役との責任限定契約)</p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> |
| <p>第 <u>34</u> 条 ~ 第 <u>37</u> 条 (省 略)</p> | <p>第 <u>36</u> 条 ~ 第 <u>39</u> 条 (現行どおり)</p> |